令和5年度都心機能強化方策等の検討業務に係る公募型企画競争(プロポーザル)を実施するので、下記のとおり告示する。

令和5年(2023年)6月16日

札幌市長 秋 元 克 広 印

記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市まちづくり政策局政策企画部都心まちづくり推進室都心まちづくり課 電話(011)211-2692

- 2 公募型企画競争(プロポーザル)に付する事項
  - (1) 業務名

令和5年度都心機能強化方策等の検討業務

- (2) 業務内容
  - ア 民間事業者の建替・増改築検討時の課題等調査
  - イ 国、他都市などにおける開発誘導策の事例調査
  - ウ 他都市における都心居住にかかる施策調査
  - エ 都心機能強化方策等の検討
  - オ 報告書の作成
- (3) 履行期間

契約締結の日から令和6年3月22日(金)まで

#### 3 参加資格

次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申し立て又は民事更生法による再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条(1)に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者ではないこと。
  - ※ 複数者が協力して参加する場合、構成員すべてが(1)から(6)までを 満たす必要があることに注意すること。
  - ※ 複数者が協力して参加した場合、契約の相手方は代表者とし、他の構成 員は協力者となる。

## 4 手続等

(1) プロポーザル提案説明書等の交付令和5年6月16日(金)から都心まちづくり課ホームページにて公開

### (2) 企画提案書等の提出

ア 提出方法

持参又は郵送とする。

イ 提出期間

令和5年6月16日(金)から令和5年7月5日(水)17時15分までの土曜日、日曜日及び祝日を除く日。

受付時間は8時45分から17時15分までとする。

ウ 提出場所及び送付先 上記1のとおり。

# 5 選定方法

(1) 一次審査(書類審査)

提出された企画提案書等を企画競争実施委員会により書類審査する。提出者が少数の場合は省略する場合がある。

(2) 最終審査 (ヒアリング)

企画競争実施委員会においてヒアリングを実施し、委員の評価の合計点数 が最も高い企画提案を契約候補者とする。

### 6 その他

(1) 以下の場合には、選定委員会において審査のうえ、失格となることがある。 ア 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法が、本提案説明 書にて定めた内容に適合しなかった者。

イ 審査の公平性を害する行為を行った者。

ウ その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を遵守しない者。

- (2) プロポーザルに係る一切の経費は、参加者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書の訂正・追加・再提出は認めない
- (5) 同一の事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- (6) 詳細は提案説明書による。